

平成30年度

いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業対象者募集要項

1 事業の目的

いわき市の未来を担う若者の定着を図るため、市内事業所等への就職を希望する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生の方に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付します。

2 募集対象者

次の各号のすべてに該当する方を募集対象とします。

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、修業年限2年以上の専修学校専門課程（以下「専修学校」という。）のいずれかに在学中で、平成31年度に修業年限以内で卒業又は修了することを予定している者
（例：4年制大学の3年生）◆大学、短期大学、高等専門学校の専攻科も対象
 - (2) 次の奨学金の貸与を受けている者
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金
 - イ いわき市奨学資金
 - ウ 福島県奨学資金
 - (3) 大学等を卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等（※1）に正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員（以下「正規職員等」という。）として就職することを予定している者
 - (4) 大学等を卒業又は修了後、市内に定住することを予定している者
- ※1 市内事業所等：いわき市及び近隣の市町村内に所在する本社、支社、支店、事業所等

3 募集人数

50名程度

4 募集期間・結果通知

- (1) 募集期間 平成30年8月1日（水）から10月31日（水）まで
- (2) 認定の結果通知 平成31年3月予定
書類審査により交付対象者を選考し、その結果を文書にて通知します。

5 返還支援額・交付要件等

- (1) 返還支援額（補助金総額）

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金（高等専門学校にあつては、1年～3年次に貸与を受けた奨学金を除く）の2分の1の額。

ただし、次の表の区分に応じて定める額と1,536,000円のいずれか少ない額が上限額となります。

区分	区分別の額
大学、大学院	(64,000円×奨学金貸与月数)の2分の1の額
短期大学、高等専門学校、専修学校	(60,000円×奨学金貸与月数)の2分の1の額 ◆高専は、1年～3年次の貸与月数を除く

◆複数の大学等で奨学金の貸与を受けた場合の返還支援額は、卒業又は修了した大学等毎に算出した返還支援額の合計となります。ただし、1,536,000円が上限額となります。

(2) 補助金の交付要件、交付額及び支払先

市内に定住し、かつ、市内事業所等に正規職員等（公務員及び独立行政法人職員等を除く）として就業した（以下「定住・就業」という。）期間が5年（60か月）に達するまで、次の要件の下、年度毎に補助します。

なお、最初に就職した日から10年（120か月）経過しても、定住・就業期間が5年に達しない場合は、その時点で補助終了となります。

区分	交付要件	交付額	支払先
定住・就業通算期間5年未達成の年度 【年度払補助金】	当該年度のすべての月において、定住・就業したこと。	当該年度に返還した奨学金の額（上限額：返還支援額に100分の10を乗じて得た額※2）	交付対象者
定住・就業通算期間5年達成の年度 【精算払補助金】	最初に市内事業所等に就職した日から起算して5年以上定住・就業したこと。	返還支援額から交付済みの年度払補助金の総額を減じて得た額	奨学金貸与機関

※2 交付対象者の責に帰すことができない事由によって、当該年度のうち定住・就業できない期間があった場合は、返還支援額に100分の10を乗じて得た額に定住・就業した月数を乗じ12で除した額が上限額となります。

6 応募方法及び書類作成方法（本人作成書類は原則文書作成ソフトを使用）

次の書類を募集期間内に持参又は郵送（10月31日（水）必着）で提出してください。◆郵送の場合は特定記録郵便による。

- (1) 奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書（第1号様式）
- (2) 応募理由書（第2号様式）
- (3) 政策提案書（第3号様式）※3
- (4) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第4号様式）
- (5) 学業成績証明書（大学生及び高等専門学校生は在籍校の成績証明書、大学

院生は大学在籍時の成績証明書、短期大学生及び専修学校生は高校在籍時の成績証明書、専攻科生は本科在籍時の成績証明書)

- (6) 奨学金貸与証明書（日本学生支援機構等の貸与元への請求手続きが必要・いわき市奨学資金の場合は不要）※奨学生証ではありません。
- (7) 宣誓書（自筆）（別途様式）

※3 政策提案書は、若者がいわきに定着するために①必要な政策②自分が学生の内に行動できること③自分が就職してから行動できること、について記載してもらいます。（②③については、実施結果について実績報告書を提出してもらいます）。なお、提出いただいた提案書は、市役所内で共有し、今後の市の施策を進める上で参考とさせていただく場合があります。

※文書作成の要領

- ・(1)~(4)の書類は原則文書作成ソフト（ワード等）を使って作成すること。
なお、様式は、ホームページからダウンロードできます。
- ・文字の大きさ:12 ポイント 書体:明朝体(またはMS明朝)※書類(1)を除く。
- ・政策提案書の字数制限：600 字以内
- ・政策提案書の本文の要約を、様式の冒頭に箇条書きすること。

7 交付対象者の認定

提出された書類をもとに、応募理由書、政策提案書、修学内容などを総合的に審査し、選考のうえ交付対象者を認定し、その結果を文書にて通知します。

なお、認定を受けても、「2 募集対象者」の要件を満たさなくなった場合や次の事由に該当した場合は、交付対象者の認定を取り消します。

- (1) 奨学金の返還が全額免除された場合
- (2) 奨学金の貸与を取消された又は辞退した場合
- (3) 交付対象者を辞退する場合
- (4) 大学等を退学した場合
- (5) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒業又は修了できなかった場合
- (6) 病気、けが、就職先の企業の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を卒業又は修了後（専攻科入学予定者は、当該専攻科を卒業又は修了後）、卒業又は修了した翌月 1 日から起算して、6 か月以内に市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合
- (7) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6 か月を超えて市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合
- (8) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当した場合
- (9) 最初に就職した日から起算して、離職期間が通算で 12 か月を超えた場合
- (10) 最初に就職した日から起算して、120 か月を超えた場合
- (11) 正当な理由なく、補助金交付要綱第 15 条に規定する報告又は調査に応じ

ない場合

- (12) 奨学金の返還を延滞した場合
- (13) 市町村民税を滞納した場合
- (14) 市長が特に認める場合を除き、重複して他から奨学金返還の助成を受けた場合
- (15) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (16) いわき市補助金等交付規則又は補助金交付要綱に違反する行為があった場合

8 交付対象者の認定を受けた後の手続き

(1) 補助金交付申請

補助金の交付要件を満たした日の属する年度の翌年度6月30日までに、次の書類を提出して補助金交付の申請をしてください。

- ア 奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第9号様式）
- イ 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し
- ウ 在職証明書（勤務地、職種が確認できるもの）
- エ 奨学金返還証明書
- オ 住民票の写し
- カ 就職先の企業の概要を確認できる資料
- キ 政策提案状況報告書（第10号様式）
- ク 市町村民税の納税証明書

(2) 補助金交付請求

奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第11号様式）を受領後、速やかに奨学金返還支援事業補助金請求書（第12号様式）を提出してください。

9 その他

- (1) 住所、卒業予定年月、奨学金貸与総額等の認定申請時の記載内容に変更があったときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）申請書（第7号様式）を提出してください。
- (2) 本募集要項、Q&A、補助金交付要綱を十分確認のうえ、ご応募ください。
- (3) この他「いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業補助金交付要綱」の規定に従ってください。

10 提出先 問い合わせ先

いわき市教育委員会 教育政策課 ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp/>
電話：0246-22-7540 FAX：0246-22-7595

提出先

〒970-8026

福島県いわき市平字堂根町4-8 教育政策課 奨学金返還支援担当 宛